

広島県告示第七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によって、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十四年一月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所 の 名 称	事業所 の 所 在 地	指定年月日
有限会社ひまわりライフケアサポート	尾道市久保二丁目一 五番一七号	小規模多機能ひ まわり倶楽部	尾道市新浜二丁目 八番一一号	平成二四年 一月一日
有限会社ティー ズオフィス	広島市安佐南区伴南 四丁目四番九号	みらさか薬局	三次市三良坂町三 良坂字高木二六三 四番地五	平成二三年 九月一日